



関自貨2第430号

許 可 書

株式会社 沖田ダイイチ
代表取締役 沖田 富之 殿

平成8年11月22日及び平成9年3月3日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条 件

- 1 運輸開始は、許可の日から1年以内に行わなければならない。
- 2 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に加入しなければならない。
- 3 霊きゅうの運送に限る。
- 4 使用する車両は、バン型に限る。
- 5 車体には、（霊きゅう）の表示をすること。
- 6 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

記

1. 経営しようとする事業
一般貨物自動車運送事業
2. 営業区域
東京都の区域とする。

平成9年3月19日

関東運輸局長 三 澤 明



関 東 運 輸 局